

午前9時00分 開会

【井上委員長】 ただいまから16回目の前副市長辞職等に関する調査特別委員会を開会いたします。  
ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありました。いかがいたしましょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、傍聴を許可することといたします。  
暫時休憩いたします。

傍聴人11名を許可

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

ただいま本委員会を撮影及び録音したい旨の申請がありました。撮影については傍聴の方を除いた開会中のみ撮影を、録音については開会中のみ録音を許可してもよろしいでしょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、撮影及び録音を許可することといたします。

開会中の撮影及び録音のみ許可いたしますので、暫時休憩中は撮影及び録音は行わないようお願いいたします。また、参考人の金子前副市長は本人が許可されているので、開会中の本人の撮影を許可いたしますが、傍聴の方を撮影しないようお願いをいたします。

本日は、アドバイザーの千木良弁護士に、大変お忙しい中、御出席いただいておりますが、お仕事の都合のため、やむを得ず1時間程度で退席せざるを得ないとのことですので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症への対策として実施しているドアの開放などを継続して実施するとともに、会場レイアウトについては、前回の参考人招致のときと同様、感染防止の観点から、委員外議員席を割愛しておりますので、委員各位におかれましては御了承願います。

なお、令和2年12月の議会運営委員会において、委員外議員の席を8席とし、傍聴席に傍聴者が誰もいない場合は、委員外議員が傍聴席に着席してもよいと決定していますが、本日は委員外議員席を設けていないため、一般傍聴席の空いている席に委員外議員に着席いただくこととさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、委員外議員に入場いただきます。

それでは、議長が御出席なので、御挨拶をお願いいたします。

【中村議長】 皆様、おはようございます。市議会議長、中村一夫でございます。今年度になりまして初めての調査特別委員会でございます。昨年度は私も委員の一人としてこちらに出席をさせていただきました。昨年度1年間、この調査特別委員会をやってまいりまして、いろいろなことが分かってきたこ

ともあり、まだまだ分からないこともあると思います。今日は再び金子前副市長に参考人として、ここで委員からの質問にお答えいただくということでございますので、この調査特別委員会の本日の会議が実質的に意味のあるものになるように、ぜひ皆様、御審議のほう、よろしくお願いいたします。

【井上委員長】 議長はこれにて退席されます。

#### 日程1 参考人聴取

【井上委員長】 本日は、金子前副市長に参考人として委員会出席を依頼しております。参考人聴取については、委員会条例等の定めによるほか、資料1の運営要領に基づき実施することとしております。今回の聴取では、各委員から提出された通告書を受け、第5項に規定している委員長の総括聴取は行わず、冒頭から個別の聴取を行うこととし、順序については、第7項に規定している会派別議員名簿で、虹の会から逆回りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、そのように実施することといたします。

【事務局長】 委員の出席状況の報告でございます。虹の会の石田委員から遅刻の申出がございましたので、御了承いただきたいと思っております。

【井上委員長】 それでは、聴取の順序は虹の会さんからでしたが、遅刻で不在なので、日本共産党さんからよろしくお願いいたします。虹の会さんに関しては、時間に間に合えば、よろしくお願いいたします。

それでは、これから参考人聴取を実施いたします。

金子前副市長に御入室いただきます。

#### 金子前副市長入室

【井上委員長】 金子前副市長におかれましては、お忙しいところ再度御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

質疑を行わせていただく前に申し上げます。

本委員会では、個人が特定される情報については慎重に取り扱っております。本日は、公開の場で聴取を行うことになるため、個人が特定される情報について御回答いただける場合は、御発言の際にその旨を述べていただくようお願いいたします。

その場合は、ほかの質疑の終了後に、その内容について委員会を秘密会とした上でお聞きしたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、答弁の際は挙手をしていただき、委員長の指名後、着席のまま御発言ください。その際、できるだけ結論から、端的に御発言いただけるよう、御協力のほどお願いいたします。

なお、時間は1時間程度を予定しておりますが、都合により予定時間よりも長くなることもあろうかと思っておりますが、御容赦ください。

それでは、これより金子前副市長からの参考人聴取を行わせていただきます。

本日は、都合により、委員長の総括聴取は行わず、冒頭から各会派の委員からの個別の聴取を行わせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、日本共産党さんからよろしくお願いいたします。

【堀口委員】 それでは、よろしくお願いいたします。

日本共産党からは、5つの質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、アンケート結果からも、市長による恫喝や叱責、降格示唆などが多く上げられていたかと思います。理不尽な理由でということだったのですけれども、その理由は具体的にはどのような理由だったのか、また、業務上の指導を明らかに超えた発言、人格否定などがあったかどうかお聞きします。

【金子前副市長】 まず、アンケートの中でも一番多く書かれていたというふうに私も理解していますが、理不尽な理由というのは、職員の責任ではない事由について、虚偽のストーリーで職員の責任として恫喝、叱責されるということでございます。

あと、人権とかという話になりますと、一番分かりやすいのは、職員が私のところに青い顔をして来たのは、コロナの関係で打合せがスケジュールが相手と取れないという話をしたときに、その場で激昂して、うそをつくなど、あんたがサボりたいからそういうことを言っているんだろう、そういうふうになられましたというふうに私の部屋に駆け込んできたりすることが、そのようなたぐいのことが度々起きていたということでございます。

【堀口委員】 多くいろいろなそういったアンケートの内容でもあったのですけれども、恫喝や叱責を受けた職員がどのような反応をされていたのか、そのことが原因で心身の不調を来す職員や、休職、退職をされた職員がいたかということを改めて伺いいたします。

【金子前副市長】 まず、市長のそういった形の発言というのは、もう長きにわたっていますので、職員もある程度諦めちゃって、できるだけ早く黙って市長室を出たほうが得だということのような対応になってきてしまっていたような気がします。ただし、出た後は、ほとんどのケースで、私の部屋に駆け込んで、報告はしていくというような形が常態化していたと思います。

あと、健康被害等については、もちろん休職、退職した職員もいますけれども、休職、退職に至らないまでも、精神的に被害を被った職員は、かなりの数、いると思っています。

【堀口委員】 ありがとうございます。

少し観点が変わりますけれども、公共工事のやり直しについてなんですけれども、具体的に詳細な状況で、これはということで把握されていることはありますでしょうか。

【金子前副市長】 公共工事請負工事についてですが、まず、これについては、簡単に言いますと、市長が現場視察に来ると、その場で口頭でいきなり変更を指示すると、これが度々起きてしまっていたというのが具体的な例です。これが法的にどうなのかということに対するところですが、これは明らかな契約約款上の違反行為です。本市の契約約款では、発注者及び受注者は、契約時の設計図書に従いこれを履行しなければならないとされており、発注者は、必要があると認めたときは、書面をもって受注者に通知し、工事内容を変更や中止させることができる、そして、変更内容は、発注者と受注者が協議をして定めるというふうに契約約款上できております。したがって、市長が書面提示もなく、協議もなく、いきなり現場で口頭で変更を指示することは明らかな契約約款違反です。これがもう度々起きてしまったということで、これに対応するために、職員は、請負業者との間に挟まってしまいますので、どうい対応をするかということ、市長が違反行為をしてしまったので、担当職員は請負業者にまず謝罪をした上で、変更協議に応じてもらうようお願いをし、理解を得られた後に必要となる予算の確保を行い、あたかも合法的に変更契約が行われたように見えるように繕う作業をしなければならなくなります。

ただし、事業費については、当然のごとく、補正をする時間も、補正をする正当な理由もございませんので、結果としては、不用額や入札差金等を利用して捻出して変更契約をまとめるという作業になります。簡単に言うと、この作業が職員にとっては耐えがたい苦痛でございますので、このことに耐え切れずに退職した職員が複数やっぱり存在しているということでございます。

【堀口委員】 今のお話ですと、本来であれば書面で通知して協議をしなければならなかったのにもかかわらず、それが全くされていなかったという理解でよろしいのでしょうか。

【金子前副市長】 全くされません。恐らく市の担当者も聞いたこともない内容だと思います。現場で突然出ますので。

【堀口委員】 ありがとうございます。

今回のこういった市長によるパワハラ行為ということが、市民ですとか職員に今どのような影響を与えているということでお考えでしょうか。

【金子前副市長】 簡単に言うと、職員で、市長がパワハラをやっていないというふうに思っている職員は、私は皆無だと思っています。見聞きしたことも含めてですね。ただ、やはり部長、課長、日常的に市長と関わる者については、そうは言いながらも、日常業務を進めていくために、そのような市長の性格も承知の上で、仕方なく業務を進めてきている状況が続いてきて、あるいは職員の声に対してもなかなか部長、課長クラスは、はっきりと市長のほうへそういう異議を申し立てることができないので、簡単に言うと、私のところに届いている若い職員の声としては、管理職が自分たちを守ってくれないことがはっきり分かりましたというような声が届いているので、管理職として認めませんとかというようなことが起きてきているので、そういう意味で、行政組織的にもう、ちょっと完全に崩壊してしまったなというところが、一番現実的には私は心配しているところです。

【堀口委員】 最後の質問になりますけれども、新年度の予算では、第三者機関に相談体制が設置されるということで、そういったことも盛り込まれているのですが、元職員として、こういったことが設置されるということについてどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

【金子前副市長】 第三者機関の設置というのは必要な措置だと思いますが、問題は、現状のように、平然と市長が虚偽の発言をし続けている中で、第三者機関ができたところで果たして機能するのかなというところが一番の内容です。特にそれをここで強く感じたのは、皆さん、御存じだと思いますけれども、私、市長に訴えられたことに対して反訴をいたしましたので、それに対して私は、市議会特別委員会が職員の安全を十分考慮して行っていただいたアンケート結果を重要な証拠として位置づけ、裁判所に提出しております。実際はそれだけ注意を払ってアンケートを行わなければいけない本市の状況が異常なところだということもあるのですが、私の反訴に対して、裁判所に提出した市長の反訴答弁書というものがあつたのですが、この中で市長は、市議会特別委員会のアンケートは、その回答原本を廃棄するという行為で、その信憑性を著しく損なうばかりか、何らかの意図を持ってなされたものと推認せざるを得ないというように、市長は裁判所にしっかり提出しています。

これはどういうことかということ、つまり、市長は、市議会特別委員会は、何らかの意図を持って不正を行い、それを隠蔽するために原本を破棄したとされているというふうに裁判所に申し立てています。私は、二代表制の一翼を担う市議会に対して、自分の不祥事を隠蔽するためにこのようなことを申し立てる者が市長の資格があるとは思っておりませんので、そのような者が第三者委員会の設置というところできたところで、私はそれが本当に効果を発揮するとは非常に疑問を持っております。

以上です。

【井上委員長】 明るいみらい大和さん、お願いいたします。

【野内委員】 明るいまらい大和、今年度、委員が交代しまして、野内光枝、務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、市民のために市長を補佐し、副市長の任を全うしようと当初熱意を持って就任されたことと思います。そうした中で、副市長になられてから、市長のパワハラを見聞きして進言した結果、お辞めになったということですが、市民からも多くの声をいただいていることでありまして、本来であればぜひとも、このような課題があるからこそ、副市長の職におられた任を中から改善または解決をしていただくというところを求められていたと思うんですね。そこで、結果的にいろいろな苦しいことがあったとは思いますが、新聞社に聞かれて、結果的に発表というような形になってしまったわけですが、その前に、ほかの方法でしたり、あと、私たち市議会に相談をいただくとか、そういったことをしていただけたら、御一緒に中からいろいろな解決していけたらよかったなというふうに思っているところなのですが、そのようなほかの方法でしたり、市議会に相談などの方法というものはお考えにならなかったのかどうか、教えてください。

【金子前副市長】 その意見は十分、前日も申し上げましたけれども、自分でも認識しております。極端なことを言えば、自分が耐えられずに逃げ出したと言われても私は仕方ないと思っています。新聞社からの取材を受けて、そこでそういう情報を得てきたということと言われましたので、そこでは私は否定すると、その情報を出した方のことを否定することになるので、そこで初めて認めた形になります。

内部からということは当然のごとく、副市長の任務としても必要ですので、ある程度、改善できなかったことは確かですが、やってきたつもりでしたが、ただ、普通の人間性とは違いますので、先ほど言ったように、議会がアンケートで示したものに対しても、不正を行っているんだよと言う人ですから、私が進言したところで、結果としては全然直らなかったということと、議会に相談するという中では、特に今回、恐らく、その話はどれほど重要かどうかは分かりませんが、議員の方々の耳にも市長のパワハラ等は私は届いていたと思います。

というのは、先ほどの請負工事の件もありますが、この後、この件が発覚した後に、私、土木職ですから、建設業者の数名の方から連絡をいただいて、建設業協会では、先ほどの変更等に当たって再三ひどい目に遭わされてきたので、定例的に行われている市会議員との懇談会において、何回もお願いをしたと、市会議員の方はそれに対して何も動かなかつたんじゃないかというふうに私は言われました。

私のほうは、いえ、何も動かなかつたわけではなくて、一般質問された方もいるし、副市長室の私のところに再三複数の方が、市長がこういうことをやっているんだ、訂正してくれ、直してくれということと言われてきております。それについても動きましたが、結果としては直らない。請負業者の方は、何で議会の中で承知しているのに、この請負業者のひどい扱いについて声が上がらないんだということはありませんけれども、それについては私から答えるわけにいかないんで、機会があれば議会の席でお話だけしておきます、私からも、議会内部でも調査をしてもらうように重ねてお願いしておきますということを申し上げました。したがって、確かに、結果として私の力不足は明らかですが、残念ながら、通常の対応で改善が図れるような相手ではなかったということになってしまうと思います。

以上です。

【野内委員】 ありがとうございます。以上です。

【井上委員長】 それでは、神奈川ネットワーク運動さん、お願いいたします。

【山崎委員】 よろしく願いいたします。

神奈川ネットとしては、前回の質問に沿った形でしたいと思いますが、共産党さんの御質問と重複することもあるかと思えます。

まず、工事関係の辞職についてなのですけれども、市長の意向による公共工事の変更が多くて、その部署の職員が一番多く辞めているという御発言がありましたけれども、お知りになっている限り、何人辞めたとか、数は把握していらっしゃいますでしょうか。

【金子前副市長】 これははっきりは恐らく私も把握できていないのは、辞めるときに、中途退職の場合に、正直に辞める理由を述べて辞める職員は基本的にはほとんどいません。したがって、私が今承知している中で、明らかにそれをもって退職をしたというのは、裁判のほうにも協力をしてくれる、あるいは予定している2名の者からはそういう申出を受けております。

【山崎委員】 その理由というのは、公共工事が直接的な原因ということでございますか。

【金子前副市長】 結局、先ほど申したようなことで、現場の担当職員は、請負業者や、協力してくれる事業者との間に挟まってしまいますので、やはりそれが一番心労になったというふうに述べております。

【山崎委員】 ありがとうございます。

家族から相談があったということもおっしゃっていましたがけれども、どのような相談だったのか、教えていただけますか。

【金子前副市長】 あまり細かく言うと個人が特定されるのであれなんですけれども、その職員は、子供がサッカーをやっていたりする関係もあって、私も御家族を知っているものだったんですが、本人が、もう精神的に耐えられないので転職するということに対して、ある場所で会いましたので、当然、不安定というか、それなりの経験があるから、転職すると給料も下がりますし、その辺も踏まえて、御家族としてどうなんだというようなことを逆に私から尋ねたようなことですが、そのときのお答えは、いや、給料云々じゃなくて、職員が心身が駄目になってしまっはしょうがないので、私は転職していただいてもいいんだというふうにお答えをいただきました。

【山崎委員】 御相談のあった方は実際お辞めになったということですか。

【金子前副市長】 辞めて、別の官庁に勤めております。

【山崎委員】 先ほどの御回答にもありましたけれども、工事関係で、現場の発言とかで、パワハラと思われるような具体的な事例というか、発言とかがもしありましたら教えてください。

【金子前副市長】 基本的に日常的には、もちろん、発注するときには、市長まで図面も含めて設計図書として説明をして、建築費用だとかも説明をして、当然発注をするわけですけれども、また、それに基づいて現場は動いていくわけですけれども、結局、現場に来たときに、市長は、自分が思っていたのと、図面と、現地に入った材料の色合いが違うとかそういうことは、それは多々ある話なんですけれども、そこでいきなり、何でこんな材料を使ったんだ、こんな色なんだというふうにどなり上げることが一番多かったように思います。すぐ変えろと。

【山崎委員】 どなり上げると今おっしゃいましたけれども、声を荒らげるという感じ、職員が萎縮するような形でしょうか。

【金子前副市長】 職員だけではなくて、以前は業者も大分どなっていましたので。あるときに私がその場で、少なくとも業者に声を荒らげることはやめてくれと注意したことはあります。

【山崎委員】 業者、違う会社の方ということで、普通はちょっと考えられないかなと思うんですけれども、それで業者から、職員さんが、修復するときかなり業者も怒っちゃうと思うんですけれども、そういうので難航した事例なんかはありますか。

【金子前副市長】 結果として、そのトラブルの中で、現場の代理人が、今度来たら市長に直接自分が言うみたいなお話を言われたこともあります。それは押しとどめて、本市の現場担当から通じて、簡単

に言うと、先ほど言ったような説得をして、変更を理解をもらうという形で、結局、職員が謝罪をして、変更契約に理解をもらうという形で進めているのが実情です。

【山崎委員】 ありがとうございます。

謝罪するというのはかなりのストレスになるかなと理解いたします。前回、市が発注した中で一番大きかったのは、ほぼ完成していた出入口の方向を変えろというところだったと思うんですが、どの建物で、具体的内容が差し支えなかったら教えてください。

【金子前副市長】 場所はポラリスになります。中央林間ですね。ほぼ設計どおりに現場ができ上がって、形ができ上がったんですけども、市長が現場に来たら、これではどうも向きが気に食わないということで、変更をその場で指示をしました。

【山崎委員】 今は東西に入り口があると思うんですが、それが以前は北側からとか、そういう形ですか。

【金子前副市長】 北側1か所だったかどうか分かりませんが、そのようになっていたと思います。

【山崎委員】 その変更でいろいろ職員が業者として変えたと、そこでどれぐらいお金がかかったとか把握していらっしゃいますか。

【金子前副市長】 金額自体は把握しておりません。

【山崎委員】 アンケートには、そういう工事がかなり変更があって、その総額が数億円になるんじゃないかみたいな御回答がありまして、税金なので、非常に重く受け止めていますけれども、お金のことで、金子さんの御存じのことで、こういうのが大きかったとか、そういう事例はございますでしょうか。

【金子前副市長】 数億円になるというのは、私は把握していませんが、それぐらいになっても全然おかしくないと思います。ただ、私が管轄しているものだけではないので、工事は。ただ、基本的には、建築工事等で、私に内容的に相談が来ることはほとんどないので、市長は副市長に相談をしないで、自分のところへ直接来いという指示を出していますので、そうすると、図を見たり何かすると、私も技術屋ですので、この前見た図と今回の図を見ると、どう考えても事業費は数倍になっちゃうんじゃないのと言うと、そのとおりですという答えは度々ありました。

【山崎委員】 補正なんかは組まないということなので、結局、市民の代表の議会には届かない状況がほとんどであるというふうに解釈してよろしいですか。

【金子前副市長】 度々私のほうに職員から声が届いているので、今回の大和公園の件なんかは、調査の段階からなので、段階を踏んでいるので、補正を組める時間や機会があれば補正という手もあるんでしょうけれども、先ほど申したように、ほとんどの場合が、完成間近なところで発覚する、いわゆる外観が整ったところで変更が指示されることが多いので、当然のごとく、補正をやる時間も、補正をやる正当な理由もございませんので、したがって、現有予算の中で、ルール上使える予算をかき集めて執行するという形になります。

【山崎委員】 ありがとうございます。

例えば色が気に食わないとか、そういう形で変わるということをお聞きしていますけれども、例えばその壁紙だったら、そこを全部ひっぺがして、これにやり直す、そこで、こういう色にしるとか、そういう指示があるということでしょうか。

【金子前副市長】 基本的にはそういうことです。

【山崎委員】 市長の指示に職員が異を唱えた場合に、15分で済むところが30分になり、1時間に

なりという御発言があったんですけど、そういうのが具体的事例があったら教えていただけますか。

【金子前副市長】 先ほど申したように、自分の瑕疵を一切認めない人なので、以前これで了承いただきましたというような話をすると、そんな覚えはないとか、言っていないだろうという話になりますので、どんどんそれが長引いて、結局、職員にとっては、ただ長引くだけで、何にもいいことがないということと、あとは、何人か職員がいますけれども、異を唱えた職員は、その上司なりが呼ばれて、次からはあれは入らなくていいというふうに言われますので。

【山崎委員】 そのことについては諦めのムードだということに理解いたしました。

あと、金子さんに相談された職員への対応なんですけれども、私に相談した職員が後日市長から物すごい罵倒されたことがあったという発言があったんですけど、どういう罵倒だったのかとかは相談はありましたか。

【金子前副市長】 先ほどちょっとお話ししましたけれども、市長は自分で決めないと気に食わないので、事前に副市長だとかに相談すること自体が御法度だということで職員に言っていましたので、職員は、その件々ときには市長室に入るに当たって、どういう報告の仕方をしていいのかというようなこともあって私に相談をしたんでしょうが、その時点で私は、ちょっとそれは場合によっては市長ともめるようになるから、じゃ、私が市長にその職員から私が相談を受けたということでこの件は市長に話しましょうということで、市長に話した件のことだと思います。それは単純に、何で私より先に副市長に話したんだということで、とんでもない職員だということで、さんざんさらわれて、私の部屋に入ってきました。

【山崎委員】 その経緯ですと、金子さんに対して市長がどなったという形ですか。

【金子前副市長】 違います。私が報告した後にその職員が市長室に呼び出されてどなられたということです。

【山崎委員】 その職員さん、どんな言葉でとかはおっしゃっていませんでしたか。

【金子前副市長】 簡単に言えば、何で私の言うことが守れないで、副市長のほうに先に話をしたんだと、そういう職員ならもうチェンジしてもらおうよと、簡単に言えばそういうことです。いつもの口癖のことです。

【山崎委員】 ありがとうございます。

職員への影響についてなんですけれども、お話を聞くと、職場環境は非常に劣悪だと考えられます。市長のパワハラによる職員への影響で最も問題かなと考えていらっしゃることはありますか。

【金子前副市長】 私が辞める前までは、一番の問題点は、市長が、自分の意に沿わない進言をした職員を罵倒することによって、職員が持っている能力が発揮されないことが一番の問題だということに理解をしておりましたが、辞めた後は、そういうケースは少なくなったというような話は私も聞いているのですが、ただ、いわゆる今回の件に関して、管理職が前向きに対応しないことに対して、部下の職員が、管理職は部下を守れないんだというふうに完全に思い込んでしまったので、いわゆる管理職と下の職員との間に大きな溝ができてしまったのが、結果として、私も本意ではないですけども、現在の一番大きい問題だと思っています。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【井上委員長】 それでは、続いて、大和正風会さん、お願いします。

【赤嶺委員】 大和正風会の赤嶺でございます。では、質疑を行います。

市議会が行ったアンケート調査の結果、職員から、大声で叱責をされる、激しい恫喝、暴言を受けるとの回答がございました。金子前副市長は、市長のこれらの発言を直接見たり聞いたりしたことはあり

ますか。

【金子前副市長】 その場にいたり、あるいは暴言を受けたときには、すぐ私の部屋に駆け込んでくることも多かったのですが、それはもう、ちょっと数え切れません。

【赤嶺委員】 そういった行為が、いつ、どこで、誰がいる場で行われたか。例えば金子前副市長、御自身のメモ等でもよいと思いますが、何かそういった記録はあるのでしょうか。

【金子前副市長】 録音やメモ等は私は残しておりません。したがって、あるとすれば、裁判所に提出された陳情者の話とか、あるいは、彼らはその後、裁判のほうで証人として話すというふうに言っていますので、そういった中で出てくるんでしょうが、一番多いのはやっぱり幹部会議の席が回数的には一番多いと思います。

【赤嶺委員】 市長の、船から降りてもらおうという発言や、異動降格示唆が行われたという回答がアンケートにございました。金子前副市長は、市長のこれらの発言を直接見たり聞いたりしたことはありませんか。

【金子前副市長】 先ほど言った幹部会議の席がほとんどですが、これは裁判のほうの陳述書にも出てきていますけれども、回数的にはちょっと数え切れませんと思います。

【赤嶺委員】 船から降りてもらおう発言、先ほど触れておられますけれども、チェンジという発言が行われた場所や時間、誰がそこに同席していたかなどの記録はお持ちでしょうか。

【金子前副市長】 録音やメモの記録は残っていないと思います。ただ、場所としては、先ほど申したように、幹部会議の席が一番多いと思います。

【赤嶺委員】 名前を挙げていただかなくて結構なんですけれども、市長からパワハラを受けた現職の職員、御存じですか。

【金子前副市長】 幹部職員であればほとんどだと思います。

【赤嶺委員】 市長のパワハラが原因で退職を余儀なくされた元職員や、精神的な疾患にかかってしまった現職の職員を御存じですか。

【金子前副市長】 今休職している職員も含めて何人か知っております。

【赤嶺委員】 最後の質問です。先ほど来、市議会という言葉が何度か出ておりますけれども、市議会でもいろいろな考えの方や立場の方がいると思います。本件に関する一連の問題に対して、市議会が行政に対して必要な調査を行い、結果を分析して対策を講じることができるとお考えでしょうか。

【金子前副市長】 私のところへ届いてきている市民、職員、OB、関係者の声としては、市議会特別委員会がその責務をしっかりと果たしてほしいという声はずっと多かったのは事実です。ただし、私としては、特別委員会がアンケートを行い、特にアンケートについては、その手法等々非常に職員の安全まで考慮していただいて、苦勞してアンケートをしていただいたことは、私は非常に感謝をしておりますし、したがって、重要なものと捉えて裁判所にもその結果を報告しておりますが、先ほど申したように、それに対する市長の回答が、あんなもん、不正だよということで切って捨てられてしまうと、逆を言うと、そういう事象を一つ一つ改善しようとしても、私は難しいような気がします。それは市長の人間性に基づいてしまいますので、市議会が一つ一つの事柄を改善させていこうということが、こういう形で努力したアンケートも、こんな形で、そんなもん、不正の隠蔽だよと言い切られてしまうと、ちょっと難しいのかなというような気がします。

【赤嶺委員】 ありがとうございます。

【井上委員長】 それでは、公明党さん、よろしくお願いします。

【吉澤委員】 公明党も2名メンバーが代わりました。代表で吉澤のほうから話をさせていただきます。

各会派のほうから様々出てきましたし、この1年間、いろいろな御意見、また、前回、金子前副市長にはいろいろとお話を聞いておりますので、それ以降新たに、これはパワハラと言えるような内容について、具体的にお話ができる内容だけを聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

【金子前副市長】 基本的には、3月7日にお話しした内容と、あとは裁判所に今時点では3名の関係者が陳述書を提出し、その後にもたまたま数名控えてはいますけれども、それは提出するかどうかは、裁判の動きを見てやっていくのですが、私が今争っている裁判自体は、私も裁判は、法律専門家ではないのですが、簡単に言うと、今回の私の行為が名誉棄損に当たる理由として、市長が私を訴えたのは、火のないところに煙を立てたということで訴えた、それに対して、組合、議会のアンケート、陳述書、いわゆるそこら中で、簡単に言うと、火の手が上がっているという中で言えば、私の裁判自体はそれだけでも決着がつくんだよというような話を、弁護団だけじゃなくて、いろいろな方々からいただいているので、それ以上細かい証言を集めてやっていく必要があるかどうかということではですね。というのは、それなりにそういうことを協力を申し出る職員もいなくはないんですが、それなりにその職員のリスクもありますので、そこまで突き詰めていく必要があるかどうかということではちょっと私は今悩んでいるところがございます。今現在は、申し上げられる内容はございません。

【吉澤委員】 ありがとうございます。

具体的に、今、裁判をやっているさなかで、この場で言うということは非常に難しいと思うんです。そうした中でまた新しい言えるような内容があればと思ってお聞きをしましたがけれども、裁判の中でまたそれぞれの立場でしっかり言っていただくことだと思いますので、ありがとうございます。

【井上委員長】 それでは、自由民主党さん、よろしくお願いします。

【福本委員】 金子前副市長、本日はお忙しい中、ありがとうございます。自由民主党もメンバーがちょっと代わりまして、新たに古木が加わりました。今日は私のほうで代表してお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

私たち、アンケートを取って、それに対して調査をしているんですけれども、やはり職員さんの安全性も考えなくてはいけないということで、細かいところを調査することがなかなかできないんです。一方で、今、実名証言を募っているんですけれども、なかなか実名を上げてくださる方も出ていないという中で、ある意味、金子前副市長が唯一の実名証言者であると思っております。ただ、こういったことも、本日も2回目ですけれども、なかなかいただくことも難しいと思うので、ある意味、最後の機会のつもりでお伺いすると、あと、貴重な機会ですので、より具体的にお答えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

3月7日の金子前副市長から御証言いただいたことを少し深掘りをして、より具体にお伺いするような形で聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、職員さんの責任ではなく、様々な要因によって仕事が遅れているというような報告をしたときに、うそをつくな、サボりたいからそういうことを言っているんだろうというような発言、いわゆる職員の人格を真っ向から否定するような発言が度々あったと金子さんおっしゃっていただきました。より詳しくお話、例えばどういう場面で、どういう関係の職員がというようなことまで教えていただければ幸いです。

【金子前副市長】 そこまで申し上げると、内容的には個人が特定されるので、難しいところがあるのが1点、それから、今回、実名での証言を募集しているということで、私の元に、裁判のほうで協力してくれているOBを含めた関係者、それから、これから予定している者、それから、匿名も含めたメールの中で実名で証言してもいいという職員が実は議会のアンケート前後には、それなりに数がいたんで

すが、せんだってに私が改めて裁判の関係も含めて、今、議会のほうで実名のアンケートを求めているけど、そちらにも協力したらどうかというふうに裁判の協力と併せて話をしたんですが、結果としては、裁判には協力するけど、議会のほうには行きたくない、関わりたくないという答えが、最終的な答えとしては全てでした。結果としては、それぞれ、共通した議会への思いと、一人一人、個別の事由による議会への思いを全部私、承知はしていますけれども、それを述べてしまうと私が議会を批判したようになってしまうので、ここで述べることは差し控えますけれども、特別委員会の議事録を含めて、関係職員、その他、私以上に細かく読み込んでいます。私が知らない発言を指摘されたこともありますので。結果としては、そういうものを全部含めて、裁判には協力するけど、議会は勘弁してくださいという答えに、判断になったというふうに理解していますので、できるだけ私もその意思を尊重して、あまり特定されるようなことは避けたいと思っています。

【福本委員】 職員さんが実名証言を避けるという理由の中で、市議会には協力はしにくい、ただ、一方で、金子前副市長が、実際市長から提訴をされているという事実を受けて、自分ももしかしたら提訴されてしまうかもしれない、そういう恐怖感もあったというふうにお考えでしょうか。

【金子前副市長】 それはもう、私が反訴した、反訴の中で明らかにしていますけれども、裁判所に私が申し立てていますけれども、明らかなスラップ訴訟ということですから、狙いは最初からそれですので、口封じということが大きな狙いですから、職員はそれは最初から感じています。

【福本委員】 ありがとうございます。

次に移ります。幹部会の席で、言うことを聞かないならチェンジする、課長と交代するということが何回もあったというふうに前回おっしゃっていただきました。これは実際それでチェンジさせられてしまった管理職の方がいらっしゃったりしたのでしょうか。また、こういうことを言われると、管理職の方、幹部の方というのは、どういう印象を受けるのでしょうか。脅しのように聞こえるのでしょうか。

【金子前副市長】 基本的にはもちろん、従えということに対する脅しだと思いますけれども、ただ、以前も質問があったと思うんですけれども、行政職員について、簡単に市長といえども降格ができるものではないので、降格する場合は本人の承知が必要ですから、もちろん中には、いつでも降格願を出すから動かしてもらいたいよという職員も何人もいましたけれども、実際には部長の任期も今の現状でいくととても短いですから、1年我慢すればというレベルですから、それによって我慢しきっちゃっているのが通常だと思います。

あと、実際の職員がどう思うかというのは、部長になる人間ですから、それなりの能力がある中で、確かに部長から課長だとかには降格できませんけれども、やっぱり職員間では、仕事の重さ等によって、同じ部長級、課長級であったとしても、そのポストによって職員が認識している重さは違いますので、A部長からB局長になったとかということでも、職員間では降格というふうに捉えられるというふうに職員は思っているので、そういう恐怖心は持つと思います。仕事ができないからポストを替えられた、イコール、職員から見れば降格だというふうに自分が見られる恐怖心というのは常に持っていると思います。

【福本委員】 ここで千木良弁護士にもお伺いしたいんですけれども、この場では無理だと思うんですけれども、今の一連の金子前副市長の御証言というのは、確かに、言うことを聞かないならチェンジする、課長と交代する、合理的な理由があればそういったこともあり得るのかなと思うんですけれども、こういった場面で、脅しかのような、脅しと捉えられるかのような形で、叱責なんでしょうか、恫喝なんでしょうか、ということはパワハラに認定されるものなんでしょうか。ごめんなさい、素人なので分からないので。

【井上委員長】 暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時56分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

【金子前副市長】 弁護士の補足をするわけではないんですけれども、さっき話したように、事実認定という部分で、議会への実名証言ということを職員に促した答えとして、そういったような対応でしたので、恐らく事実認定は職員から、職員はそれによって明らかになってきますので、職員が望むところではないというところは十分私も分かりましたので。先ほども申したように、私の裁判の中で事実認定まで必要なかどうかというところはまた議論があるところで。あと、今の、私が市長に進言したときに、いわゆるパワハラ研修の教科書の中、テキストの中に、人事権を持った者がそれを使って恫喝したり叱責することはパワハラに当たるんだということが、テキストの一番最初に出てくるようなことをなぜやるんだということを市長のほうに進言をしたことがあります。だから、今、弁護士がおっしゃったように、パワハラには当たると思いますが、ただ、残念なことに、そのときの市長の答えは、私は職員から告発されたらどうするんですかというふうに聞いたときには、市長は、訴えてやると、それだけですから、反省する気はないんだなというのはそのときはっきり分かりました。

【福本委員】 ありがとうございます。

前回、金子前副市長、辞表を今までに五、六回書いたことがあるというふうにおっしゃられました。それぞれの具体的な理由だったり、どういったいきさつだったのか、教えていただけますでしょうか。

【金子前副市長】 一番最初に書いたのは、前回の市長選挙、統一地方選の前年の年末ぐらいだったと思います。簡単に言うと、市長から、次の選挙に出るときの多選に対する説明をどのようにしたらいいかということで、私としては、禁止を掲げて市長になったんだから、3期で終わりということで市長になったけれども、まだやりたいことが残っているので、もう1期やらせてほしいというふうに正直に言うべきだというふうに進言をし、ペーパーでも2回ぐらい出したと思うんですが、結果としては市長は、最初から自粛だったという説明でいくというふうに言われましたので、そのときは一番最初に辞表を用意した、この人は駄目だなと思いましたので、信用できないと思って、そこで初めて辞表を、それは1回目です。

その後、やっぱり、自分のこと以上に、職員に対する、幹部会議での、先ほど言ったパワハラ発言を受けて何回か書いて、たしか、最後に出したのは5回目の辞表だったというふうに私は理解しています。以上です。

【福本委員】 ありがとうございます。

先ほど来から、市長が恫喝したとか、叱責をしたとか、罵倒したという御発言があったかと思うんですけれども、具体的にどのようなことを言ったのか。例えば何で私の言うことを聞かなかったんですかというようなことであると、文字に起こしたときに、何で私が言ったことを聞かないんですかというふうになってしまう。それがすなわち人格を否定したことになるにいたりとか、パワハラとも認定しづらいところもあるのかな。このやろう、ばかやろうとか、そういうような言い方をしたことがあったのか。例えば同じような言葉であっても、強い口調で、威圧するような形であったりとか、そういう言い方とか、振る舞い一つでも、受け取り手としては変わってくるかと思うんです。叱責、恫喝、罵倒の具体的な内容を教えてください。

【金子前副市長】 このやろうとか、ばかやろうというような発言は、私の記憶の中では、ないです。ただ、何で私の言うことが聞けないんだ、聞けないのならチェンジするよ、辞めてもらうよとか、そういう言葉がやっぱり出てきちゃう。ただ、その言葉自体が、感情の起伏が激しい人ですから、どうしてもどなる口調になるというのは日常的なことです。

【福本委員】 もう少し具体的な、強い口調といっても、どれぐらい強い口調なのかとか、相手を威圧するような、より具体的にちょっと教えて……。それが本当に職員さんが立ち直れなくなるぐらい、精神的に追い込められてしまうのかとか、僕たちが分かるような範囲で教えていただけたら。

【金子前副市長】 それは職員とのやり取りもあるんでしょうけれども、威圧するのが目的ですから、それは威圧するようには言いますよ。職員は、威圧されたと思います。目的は威圧ですから。市長という職に従えということが目的ですから、そのために様々な手法を使うわけですから。言葉がどういう言葉を使った云々よりも、目的が威圧ですから、威圧によって市長という権限を持った職として威圧することによって、無理難題を従わせるということですから、これはもう威圧以外の何物でもありません。

【福本委員】 愚問だと思うんですけども、結果、威圧されたことによって、された職員さんというのは、どうなってしまうんでしょうか。刃向かう気は薄れてしまうんでしょうか。

【金子前副市長】 やっぱり過去に刃向かった人間もありましたけれども、結果としては、今、その職員も、声を上げることがばからしいという判断にはなっていると思います。

【福本委員】 そうしたら公共事業についての話に移らせてください。先ほどポラリスがという具体的な施設の名前があったかと思います。行政からの資料を少し見させていただきました、ポラリスの変更契約を見させていただきました。確かに扉らしきものが追加で変更されていたり、また、壁とかが変更されていたり、図面がなかったので、ちょっと分からないんですけども。一方で、工事の請負金額自体は変わっていませんでした。全く同じ金額で変更契約がなされていて、その内訳を見てみると、もともと必要だから盛り込まれていた施設の設備がごっそり変更契約のときに抜けていて、それを帳尻を合わすかのように金額が合っていると。後日、随意契約で、削除した、些細な工事なんですけれども、そういったものが随意契約、だから、入札も要らないような随意契約で契約がなされている、一見すると、それぞれ変更契約と随意契約なんですけれども、そういう公共工事の変更契約、随意契約というのはあり得るんでしょうか。一般的に。

【金子前副市長】 今お話していただいた内容、ポラリスのその手法は、ある意味、ちょっと異質なものですけれども、ただ、その契約方法は、基本的にはあるんです。というのは、本体工事が補助事業であるという場合は、金額が国からの内示等によって決まっておりますので、それを動かさないという大前提があります。したがって、100円の補助金をもらって申請しました、いろいろ変更が出て120円になっちゃいました、じゃ、120円を出せるかということ、補助は100円分しか出ないので、100円分の設計書を変更に合わせた形で作り上げて、はみ出した部分を、いわゆる単独附帯工事という名前にしていることが多いかなと思うんですけども、発注するという手法はあります。それは必ずしも悪い場面だけではなくて、補助金を有効に使って市としていいものをつくりたいときにはそういう手法を私も使ったことがあります。だから、決してそれ自体が悪いということではないんですが、例えばポラリスだとか、建築工事の場合にそういうことが度々起きてくるというのを裏は、先ほど言った変更等に基づいて、そういうことをやらざるを得なくなっているというケースが、これは多々出てきていると思います。

【福本委員】 今回のポラリスは、そういう意味でのその手法なんですか。

【金子前副市長】 もちろんそれが職員は必死になって、合法的な説明がつくように設計書はつくりま

すから、終わった後見れば、合法的にまともになっていますけれども、細かいところを見ていくと、先ほど言ったように、もともとあったものが、本体工事にあったものが、補助対象になったものを単独に何で抜き出さなきゃならなかったんだということを見ていけば、それは本体工事の中で、何か異変があったんだなということになるかと思います。

【福本委員】 先ほど金子さん、ポラリスに限らず、公共工事のやり直しにおいて、市長が現場に来るたびにやり直しの指示があったと。本来であれば、そういう工事の変更というものは、設計図書に基づいて工事をするものなので、書面をもって変更しなくちゃいけない、また、業者と協議を持って変更しなくちゃいけない、ただ、そういったものをすっ飛ばして変更させてしまった、これは明らかに契約上の違反であるというふうにおっしゃったかと思いますが。もし市長の指示に基づいて、契約上の違反行為がなされたということになると、これはどういうことを意味するのでしょうか。

【金子前副市長】 基本的には、首長自身が自分が決めた契約約款というものを逸脱したということで、すから、これによって、先ほど言ったように、請負業者はそれなりの被害を被ってきています。それは設計書に出てくるものもそうなのですが、実際は、福本議員、よく御存じだと思いますけれども、現場というのは、材料の搬入だとか、その段取りによって、必要な人工だとか、それをいろいろ手配してやりますので、それが突然、ころっと変えられちゃうと、あした来る人工をキャンセルして、あさってその人工を持ってくるという、それはそれなりに大きい負担になってきます。ただ、難しいのは、そういうものを行政の設計の中に公費で見込めるかということ、非常に難しいことになるので、そこはもう担当職員が本当に業者と膝を詰めてお願いしたりしながら設計書をまとめていくという作業になってきますので、職員にとっては物すごく苦しい仕事を度々強いられると。建設業に関わっている者としても、それこそ景気の良い中で、人件費も高くなっている中で、そういうやりくりというのは、目に見える以上の負担となって業者も受けているというふうには思っています。

【福本委員】 金子前副市長は、大木市長が明らかな契約上の違反を指示したというふうにお考えですか。認識していますか。

【金子前副市長】 少なくとも契約約款上は明らかな違反だと思っています。

【福本委員】 また暫時休憩を求めたいんですけども、千木良弁護士に、市長が明らかな契約違反を指示した……。

【井上委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時12分 再開

【井上委員長】 再開いたします。

【福本委員】 最後にいたします。

公共工事のやり直しの件で、先ほど色の変更等も指示があったというふうにお伺いいたしました。色というのは、市長が指示をして、この色にしてくださいと、もしくは、この色でいいですよと了解を得て、ただ、現場ででき上がったときに、この色じゃない、こんな色、指示していないという形で、再塗装させられるようなことはあったのでしょうか。

【金子前副市長】 再塗装というよりも、例えばタイルだとか、材料の色が違うということ、全部はがしてやり替えですから、基本的にはそういったことになってしまいます。職員も裁判のほうでもその件を予定している者もいるんですけども、職員も市長のそういう性格はよく分かっているの、発注する

前に図面やパースやいろいろお見せして、そういうことが生じないように時間をかけて発注に持っていくんですけども、やっぱり最後は、現場に来て、これで図面で了解いただいたという話をしても、図面じゃ分からないよと言われちゃうと、職員も、そういうふうに言われちゃうと、私たちはどうしていいか分からないというのが実際のところだと思います。

【福本委員】 そうしたときに、やり直しになると、追加の予算がかかる、不用額、入札差金を活用されたというふうにおっしゃっていただきましたけれども、一方で、予算立てのときに、市長の指示で、変更が起こることは分かり切っていると、その部分を予算に盛り込んでしまおう、市長の変更枠みたいなものも盛り込んだ形での予算立てというものはあったんでしょうか。

【金子前副市長】 まず、これについては、度々起きるということから、私が副市長時代に、財政当局を呼んで、担当者のポケットに数千万持たせておかなきゃできねえぞと冗談を言ったことがあったんですけども、もちろんできないことを承知の上で、ただ、職員の負担を考えると、それぐらい持っていないとおっかなくてできないよということを財政部局に申したことはあります。ただ、もちろんそんなことができるわけないんですが、ただ、職員間では、私ははっきり把握はしておりませんが、そういうものを設けて積算しているという話は聞いております。

【福本委員】 ありがとうございます。

【井上委員長】 それでは、虹の会さん、簡潔にお願いをいたします。

【石田委員】 伺ってまいります。

まず、ポラリスの関係なんですけれども、今、情報公開請求で、随意契約ですとか、変更契約の内訳書ですとか契約書を取って、おかしなところはないかということで、要するに裏取りをしたいと思っていたんですけども、今のお話を伺っていくと、単純に随意契約書だとか、変更契約書だとか、その内訳なんかを見ている、いついつに急激な変化があったというのは、日付が確認取れば一番いいと思ったんですね。実際にやっているということになるので。そういうのは裏が取れないということですかね。公文書では。

【金子前副市長】 恐らく裏は取れないと思います。逆を言えば、先ほど契約約款上の話で、変更する場合は、書面で提示して協議して、変更が成り立つことになっていますから、本来は、そういった書類がそろって変更の経過がはっきりつかめるとというのが正しい契約のやり方だと思います。

【石田委員】 了解しました。じゃ、このことに関しては、公文書、完全に、しかるべき手続でやっていないということが明らかというか、今のお話では強く疑われるということが確認できました。

公文書の扱いが、大木政権、非常にまずいんじゃないかなということを疑っております、というのも、今、陳述書のほうでは、退職届に診断書を添付して辞めたという方がいらっしゃると思うんですね。情報公開請求を行いました、退職届に診断書が添付されたもの、あれ、30年保存ですから、確実に残っておりますので、大木市長が就任されてからの期間全ての診断書が添付された退職届もしくは辞職願ということでやったんですけども、不存在ということだったんですが、大木政権の中で本来存在するはずの公文書を破棄していることというのは考えられるんでしょうか。

【金子前副市長】 私が知っている範囲では、ないと思います。ただ、今のお話で出てきた診断書は、裁判のほうでも明らかになっておりますので、平松副市長が退職のときに診断書を添えて出したというふうに私にも申していましたので、事実だと思うんですけども、本来はそれは残っていなければいけないんだと思うんですが、通常ではあり得ないんですが、私もそれを把握したことはないです。ただし、今回、私も退職するに当たって、退職届は、総務部と市長室長と3名の職員のほうに退職届を出して、市長には口頭でしか報告はしていません。それ自体が、退職届を市長に出して、どのように取り扱われ

るかという不安は私は持っていました。ですから、市長には直接出さなかったということで、職員のほうに預けたというのは、私の気持ちとしてはありました。

【石田委員】 ありがとうございます。

情報公開、もう一本してしまっていて、どういうものかといいますと、退職理由に精神疾患が記載された退職届もしくは辞職願ということで、これもまた、その件数が分かる書類というふうに書いてしまったので、ちょっとまだもう一回出し直して、そのものを出すようにしているんですが、ひとまずその件数が分かるものというふうに出したときに、不存在という答えが返ってきたんですが、恐らく退職届もしくは辞職願を出すときに、精神疾患を明記している職員がゼロということはちょっと考えづらいんじゃないかなと思うんですけども、こういう部分というのは、まずどのような所感を受けるか教えていただいていいですか。

【金子前副市長】 ただ、私が承知している範囲で、中途退職をした職員は、精神疾患だけじゃなくて、その他のことも含めて、本当の理由をしっかりと述べて辞めていく職員というのは、私はほとんどいないというふうには自分では思っています。例えばそこで精神疾患ということを書き明して退職したことが、場合によっては次の就職に対して足かせになるとか、そういうことも考えるでしょうから、確かにゼロではないかもしれませんが、ただ、精神疾患を理由に退職した者が全て診断書を添えているか、あるいは理由にそれを明記しているかという点、私は決してそうではないというふうには理解しています。

【石田委員】 ありがとうございます。

次に、記者会見に関してなんですけれども、前、記者会見の打ち切りのことで、前回の参考人招致のときに、市長並びに現職の副市長にも、それに関してお伺いをいたしました。要するに打ち切りを指示したのかどうかということなんです。大木市長は即答で、いろいろ言っていましたけれども、最終的には、していないというふうにおっしゃっていたんですけども、その後の井上副市長に、したのかということをお伺いしたら、していないと言えようそになるというふうにおっしゃっていたんです。うそを公的な場でつくのはちょっとはばかれるところ、そういう答えになったんじゃないかというふうには類推をするんですが、もし、大木市長が指示しているのに、指示していないということで、職員である司会に打ち切りの責任を負わせるようなことをしているということであれば、これは非常にパワハラに当たるのではないかなと思うんですが、この辺の所感をお伺いしたいなと思います。

【金子前副市長】 そういうやり方は就任当初からですから、秘書課長とか、市長室長クラスは、恐らく全てみんなその被害には遭ってきていると思います。それがパワハラに当たるかどうかということで、もちろん裁判のほうでも私も広報担当者からの話を聞いて、パワハラの実例の一つとして、裁判所にも提出する予定でありますが、これは明らかなパワハラだということで、変な話ですけど、記者会見に列席している大和の記者クラブの記者の方々からすれば、もう昔からそういう話は、明らかに異常な記者会見で、パワハラだという話は、それはどうしても漏れて聞こえてきていました。

【石田委員】 ありがとうございます。

あれは、公的な場で副市長は、市長の言っていることというのは、相違した発言が出たということは、これは非常に大きいことだと私は捉えておりますので、私も議会の場では追及してまいります。裁判の場でも追及を続けていただきたいと思います。

最後になりますけれども、スラップ訴訟に関してなんです。私も、従前、スラップ訴訟ということで、市長に対して指摘を続けてきたんですけども、今回のパワハラの問題を上回る問題だというふうには私は捉えてしまっていて、権力を持っている人間が、批判した人間に対して、裁判という手法を使って恫喝をかけていくということを許せば、とんでもない社会になるわけなんです。やはりこの問題点と

いうのをしっかり裁判で主張していくということは考えられているのでしょうか。

【金子前副市長】 まだ見られていないかもしれませんが、私の反訴の内容の中にそれは入っています。市長を訴えている内容について、私が市長のパワハラに関することをマスコミに話したことが自分に対する名誉棄損だということに対する反訴と、プラスアルファ、今、石田議員がおっしゃった内容も、過去の判例を添えて提出してあります。反訴の内容の中にそれも入っております。

【石田委員】 大木市長、私が質問したときに、スラップと捉えているかと言いましたところ、私は一個人であって、大きな企業や団体じゃないので、スラップに当たらないという謎の見解を示していたので、その辺もしっかりと追及していただきたいと思います。本日はありがとうございます。

【井上委員長】 それでは、これだけは聞いておきたいということが委員の皆様であれば、最後にお聞きしますが、よろしいでしょうか。

【山崎委員】 逆に、これだけは言うておきたいということがありましたらお聞きしておきたいと思うんですが。

【金子前副市長】 最後に申し上げようかなと思ったんですが、実は先ほどの質問の流れの中で申し上げましたけれども、私として一番今回憂慮している中では、私の反訴した答弁書の中で、私が特別委員会の職員アンケートを重要な証拠として提出したことに對して市長が、反訴答弁書の中で出てきたのは、先ほど申したように、市議会特別委員会は何らかの意図を持って不正を行い、それを隠蔽するために原本を破棄したと持っているというふうに裁判資料の中で書いておりますので、その細かい一つ一つの事象はもちろんあるんですけども、二元代表制の一翼を担っている議会に対して市長が、自分の不祥事を隠蔽するために平然と、議会は不正を行ったんだよということを、それも裁判資料として提出するというのが、私には理解できないです。そんな市長が果たしているんだろうかと。したがって、ここに全て戻っちゃう。いろいろなこと自体を、例えば市長に何らかの話を持っていったって、結局、これになっちゃう。だから、職員はこれですっとやられてきていますので、何を言ったって、うそをついているんだろうと言われる、それを長い期間にわたってやられているので、もう無力化しちゃったというか、言っても無駄だと。もちろん職員は、公務員として、選挙で選ばれた市長を支えなきゃいけないというところは動きませんから、そこは非常に我慢して耐えているというのが実情だと思います。

以上です。

【山崎委員】 ありがとうございます。

私どもとしても、その発言は非常に屈辱的だと議会として捉えなければならないと思っております。あなたたちはうそをついているんだとおっしゃっていると、はっきり言って、3月7日のときに感じました。私たちは、真摯にアンケートを読んで、お互いに、間違いがないか確認し、非常に長い時間をかけてやってきたものを、このまま情報として持っているものですので、金子さんの裁判の反訴を出されたことについて重く受け止めたいと思います。ありがとうございました。

【井上委員長】 それでは、本日の金子前副市長に対する参考人聴取は終了させていただきます。

本日はお越しいただき、ありがとうございました。職員が御案内いたしますので、御退室ください。

金子前副市長退室

【井上委員長】 ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがいたしましょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、傍聴を許可することといたします。  
暫時休憩いたします。

傍聴人1名を許可

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。  
それでは、参考人聴取については以上といたします。

日程2 その他

【井上委員長】 それでは、その他です。  
その他として、各委員から何かありますか。よろしいですか。  
なければ、事務局から、次回の日程についてお伝えいたします。

【議事係長】 次回の日程でございますが、6月9日、木曜日の午後1時からでお願いいたします。  
陳情1件の審査も含まれる予定でございますので、改めて御承知おきのほど、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【井上委員長】 それでは、本日は以上で閉会いたします。

午前10時30分 閉会